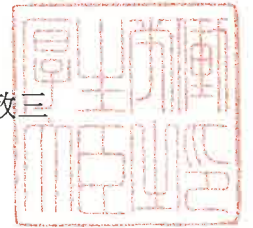


厚生労働省発開 1207 第 2 号
令和 5 年 12 月 7 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 社内検定認定規程の一部を改正する件案要綱

社内検定認定規程の一部を改正する件案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則第七十一条の二第一項に基づく厚生労働大臣の認定を受けて事業主等が行う職業能力検定の対象者の制限の撤廃

職業能力開発促進法施行規則第七十一条の二第一項に基づく厚生労働大臣の認定を受けて事業主等が行う職業能力検定について、当該事業主等が雇用する労働者以外の者も対象とできるよう、職業能力開発促進法施行規則第七十一条の四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準のうち対象者に係る規定を改正すること。

第二 その他

- 一 この告示は、告示の日から適用すること。
- 二 この告示の適用に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他所要の改正を行うこと。